

意外と知らない新法と改正法をスピーディーに確認

弁護士のための 公布法律 インデックス

2018

第一法規編集部〔編集〕

B5判・208頁 定価：本体1,800円＋税

弁護士のための
公布法律
インデックス

2018

第一法規編集部〔編集〕

2018年制定法律（新法・改正法）105本収録
第196回通常国会（2018年1月22日～7月22日）
第197回臨時国会（2018年10月24日～12月10日）

第一法規

本書の特長

- ◆ 弁護士として知っておきたい『2018年に公布された新法・改正法』105本の概要が簡単に確認できる！
- ◆ 官報の確認不要！被改正法の施行日についてもすぐ確認できる！
- ◆ 2018年に公布された新法・改正法の基本情報を事件分野別に整理し掲載！

目次（抜粋）

- | | | |
|------------|--------------|----------|
| 1 建築・不動産関係 | 7 IT関係 | 13 税務関係 |
| 2 消費者関係 | 8 知的財産関係 | 14 災害関係 |
| 3 家事関係 | 9 労働関係 | 15 刑事関係 |
| 4 生活・環境関係 | 10 医療・福祉関係 | 16 外国人関係 |
| 5 商事関係 | 11 教育・スポーツ関係 | |
| 6 産業関係 | 12 行政関係 | |

好評
発売中！

第一法規「判例体系」編集部〔編集〕 伊藤 進（明治大学名誉教授）〔編集協力〕

『判例INDEX 侵害態様別に見る医療事故 300判例の慰謝料算定』
『判例INDEX 侵害態様別に見る労働事件 300判例の慰謝料算定』
『判例INDEX 侵害態様別に見る名誉棄損・プライバシー侵害 300判例の慰謝料算定』



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

「弁護士なのに知らない」を無くす、 「弁護士だから知っている」を増やす！

内容見本

見落としやすい
被改正法も
すぐに確認
できる！

3. 家事関係

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

法律番号	平成30年法律第72号
公布日	平成30年7月13日
施行日	一部の規定を除き、平成31年7月1日。ただし、要旨(1)③については平成31年1月13日、要旨(1)①については平成32年4月1日
概要	1. 趣旨・目的 高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を行うもの 2. 要旨 (1) 民法の一部改正 ① 配偶者が、終身又は一定期間、無償で被相続人の財産に属した建物の使用及び収益をすることができる権利（配偶者居住権）を創設し、遺産分割又は遺贈により、これを取得することができることとする。 ② 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、他の共同相続人の同意を得ることなく、単独で払戻しをすることができる。 ③ 自筆証書遺言の要件を緩和し、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については自書することを要しないこととする。 ④ 遺留分を侵害された者の権利の行使によって遺贈又は贈与の全部又は一部が当然に失効するとされている現行法の規律を見直し、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとする。 ⑤ 被相続人の親族で相続人以外の者が、被相続人の療養看護等無償でしたことにより被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした場合には、相続の開始後、相続人に対して金銭の支払を請求することができる。 (2) 家事事件手続法の一部改正 預貯金債権の仮分割の仮処分について遺産分割前の保全処分の要件を緩和

法律名 【施行日】

・民法【平成31年1月13日、平成31年7月1日、平成32年4月1日他】
・家事事件手続法【平成31年7月1日】
・刑法【平成32年4月1日】
・抵当証券法【平成32年4月1日】
・農業協同組合法【平成31年7月1日】
・公共用地の取得に関する特別措置法【平成32年4月1日】
・都市再開発法【平成32年4月1日】
・著作権法【平成31年7月1日】
・半導体集積回路の回路配置に関する法律【平成31年7月1日】
・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律【平成32年4月1日】
・マンション
・独立行政
・不動産登記
・信託法
・中小企業
・農地中間

新法、改正法の
全体像を
簡単に把握

3. 家事関係

法務局における遺言書の保管等に関する法律

法律番号	平成30年法律第73号
公布日	平成30年7月13日
施行日	平成32年7月10日
概要	1. 趣旨・目的 高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局における自筆証書遺言の保管制度を創設するもの 2. 要旨 (1) 遺言者は、法務局に、自筆証書による遺言書（無封のものに限る。）の保管を申請することができる。 → 本人確認等の手続を経て、当該遺言書が法務局に保管される。保管されている遺言書については、その画像の記録等も行われる。 → 遺言者は、その遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の閲覧又は返還（保管の申請の撤回）を請求することができる。 ※ 上記の保管の申請及び閲覧又は返還の請求は、遺言者が自ら法務局に出頭して行わなければならない。 (2) (1)により遺言書が保管されている遺言者に係る相続人、受遺者、遺言執行者等は、その遺言者の死亡後、法務局に対し、①その遺言書の画像情報等を用いた証明書の交付、②その遺言書原本の閲覧を請求することができる。 → ①の証明書の交付又は②の閲覧が行われたときは、他の相続人等に対し、遺言書が保管されている旨の通知が行われる。 ※ 上記のほか、自らが相続人等となっている遺言書が法務局に保管されているかどうかを照会するための手続も整備される。 (3) 法務局に保管されている遺言書については、遺言書の検認の規定（民法第1004条第1項）の適用を除外する（家裁審判所による検認を不要とする。）。、

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!